

農政対策資料
令和3年8月

農政をめぐる情勢

目 次

- | | | |
|-----|------------------------|---|
| I | 令和4年度予算概算要求に向け与党で議論始まる | 1 |
| II | 米の先物取引上場廃止 | 3 |
| III | 農水省 食料・農業・農村政策審議会食糧部会 | 5 |

今月号のあらまし

I 令和4年度予算概算要求に向け与党で議論始まる

8月17日、農水省は農林・食料戦略調査会、農林部会合同会議に概算要求の重点事項を示した。

多様な経営体を対象に農機・施設導入を支援する「持続的経営体支援交付金」の創設や親元就農含め新規就農者が初期投資の際に借りた資金の償還を支援する制度の創設、「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた技術の実証やモデル産地づくりの推進等が検討されている。

II 米の先物取引上場廃止

8月6日、農林水産省は、大阪堂島商品取引所が申請した米先物取引の恒久的な「本上場」への移行を不認可とし、同取引所に通知した。取引に参加する生産者の数が増えず、認可基準を満たさないと判断した。

同取引所は記者会見で、米先物取引からの完全撤退を表明し、これまで繰り返してきた試験上場の延長も申請しないことから、米先物は上場廃止となる。

なお、自民党は、米の価格指標となる現物市場創設に向け、JAグループを含めた検討会の設置を求めており、同省は年度内を目途に制度設計を検討している。

III 農水省 食料・農業・農村政策審議会食糧部会

7月29日、農林水産省において、食料・農業・農村審議会食糧部会が開催され、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定」について協議が行われ、同基本指針を適当と認める旨の答申がなされた。

| 令和4年度予算概算要求に向け与党で議論始まる

— 多様な経営体を対象とする「持続的経営体支援交付金」を検討 —

1. 8月4日 自民党農林・食料戦略調査会、農林部会合同会議

- 8月4日、自民党は農林・食料戦略調査会、農林部会合同会議を開催し、令和4年度概算要求の主要事項等を協議した。
- 政府全体の概算要求に当たっての基本的な方針として、令和4年度予算に「新たな成長推進枠」を設け、グリーン（脱炭素化）、デジタル、地方活性化、子供・子育て支援の4分野に重点配分することとしている。
- 農水省が示した令和4年度農林水産関係予算概算要求の主要事項（案）は以下の通り。

2. 8月17日 自民党農林・食料戦略調査会、農林部会合同会議

- 8月17日、農水省は同自民党合同会議に概算要求の重点事項を示した。

【令和4年度農林水産関係予算概算要求の重点事項のポイント】

- ・「人・農地プラン」の見直しで新たに農地の受け手となる半農半Xなど多様な経営体を対象に、農機・施設導入を支援する「持続的経営体支援交付金」を創設
- ・親元就農を含む経営開始時の投資を基本とする経営開始資金等の制度を創設
- ・水田活用の直接支払交付金で「水田リノベーション事業」の実施を明記
- ・農産漁村振興交付金による農産漁村発イノベーションや農村地域づくり事業体（農村RMO）の推進
- ・農林水産物の輸出促進へ「品目団体」の販路開拓などを支援
- ・「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、技術の実証やモデル産地づくりを推進

3. 8月24日 自民党農林・食料戦略調査会、農林部会合同会議

- 8月24日、自民党農林合同会議で概算要求が了承された。概算要求は8月末までに財務省に提出される。
- 新規就農者の初期投資に対し、無利子融資で、最大1,000万円（経営開始3年目まで）の経営開始資金を創設する（農業次世代人材投資事業、農の雇用事業予算を組み替え、236億円を要求）。
- 中小規模の経営体を含む多様な経営体等も対象として、人・農地 プランに位置づけられた多様な経営体に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援する「持続的経営体支援交付金」を創設する（要求額120億円）
- 水田リノベーション事業は、転作助成金に当たる「水田活用の直接支払い交付金」の中で実施する。要求額は3,320億円（平成3年当初予算3,050億

円+令和2年度補正予算270億円に相当する)。

- 農業の環境負荷低減に向けた政策方針「みどりの食料システム戦略」に関連し、「みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業」を創設(65億円)。技術の持続的改良、基盤技術の開発、スマート農業技術やペレット堆肥の活用技術の社会実装を加速化させるための実証やデータに基づく土づくり等を支援する。
- また、「みどりの食料システム戦略推進交付金」を創設(30億円)。持続的な食料システムの構築に取り組むモデル的先進地区の創出、有機農業の団地化や学校給食での利用・販路拡大等を支援する。

II 米の先物取引上場廃止

－ 恒久的な本上場への移行を農水省が不認可 －

1. 米先物取引の本上場不認可

- 米先物取引の試験上場は平成23年に試験上場が始まり、2年間の期限を4回延長してきたが、大阪堂島商品取引所は本年7月16日に本上場への移行を農水省に申請した。
- 8月5日、同省は、認可基準を満たしていない場合に追加説明を求める手続きとして、同取引所に意見聴取を行い、翌6日、本上場への移行を不認可として通知した。
- 商品先物取引法に基づく本上場の認可基準は、①十分な取引量、②生産・流通の円滑化に必要かつ適当とされている。
- 同省は、①の取引量については、過去に本上場を認めた商品（トウモロコシ、冷凍エビ等）と同水準にあり十分としたが、参加する生産者・流通業者はほぼ横ばいであり②については不十分であると判断した。また、取引の9割が新潟県産コシヒカリに偏ることも不認可の理由としている。
- 不認可の通知を受け同取引所は記者会見を行い、「米の先物取引から完全撤退する、試験上場の期限延長も申請しない」と表明したことから、米の先物取引は上場廃止となる。

2. 自民党の動向

- 8月4日、自民党は、本上場申請について慎重に判断するよう農水省に申し入れ、事実上不認可を求めていた。
- なお、同申し入れの中で、米の価格指標となる現物市場創設に向け、JAグループを含めた検討会の設置を求めており、同省は年度内を目途に制度設計を検討するとしている。

3. JAグループの受け止め

- 8月11日、JA全中の中家会長は定例会見で、米の現物市場の検討会について「求められた場合はJAグループとして参加を検討していきたい」「需給や価格の動向が生産現場まで、より迅速かつ正確に伝わることは非

常に重要だ」と認識を示した。

- また、2011年に公設の全国米穀取引・価格形成センターが廃止となっていることなどを踏まえ、今後検討される現物市場については「農家のためになる形のものができればと思う」と述べた。

III 農水省 食料・農業・農村政策審議会食糧部会

一 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針が了承される 一

1. これまでの経過

(1) 令和2年12月 農林水産大臣談話

○ 農水省は、令和2年12月に令和3年度予算閣議決定にあたり、

- ・今後も人口減少等により、残念ながら国内需要の減退が続くと見込まれる中で、令和2年産の需給については、需要減少に見合った作付面積の削減が進まず、さらに新型コロナウイルス感染症の影響等による消費減退も加わり、在庫過剰に直面している。
- ・需給と価格の安定を図るためにには、令和3年産の主食用米について、全国で過去最大規模の6.7万ha（平年作ベースの生産量に換算すると36万t）もの作付転換が必要で、これが実現できなければ、需給と価格の安定が崩れ、危機的な状況に陥りかねない。まさに正念場を迎えている。
- ・令和2年度第3次補正予算と令和3年度当初予算で3,400億円に及ぶ大規模な予算を計上し、令和3年産の水田フル活用に必要な施策を盛り込んだ。
- ・今回措置する施策を最大限活用し、需要に応じた米の生産・販売に積極的に取り組んでいただきたい。

とする旨の農林水産大臣談話を発表した。

(2) 令和3年産における作付転換への支援措置

① 水田活用の直接支払交付金（3,050億円）

○ 前年同額の予算が確保され高収益作物助成、産地交付金等について拡充等が行われた上、支援された。

② 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（生産者向け270億円）

○ 水田リノベーション産地・実需協働プラン※に参画する生産者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するため必要となる低コスト生産等に取り組む場合、取組面積に応じて支援。交付単価4万円/10a。

※水田リノベーション産地・実需協働プラン

産地と実需者が連携し、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆について、新たな需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標を盛り込んだ計画

- 同事業は、予算額270億円に対して466億円の要望があった。主食用米の削減面積・割合等に応じてポイントが付与され、品目毎・地域協議会毎にポイントの高い順に採択。
- ③ 麦・大豆収益性・生産向上プロジェクト（61億円）
 - 団地化の推進と営農技術の新規導入により、生産性の向上を図る先進的な麦・大豆産地の取組に対し、ソフト・ハード両面から支援。

2. 食料・農業・農村政策審議会食糧部会

- 7月29日、農水省は、食料・農業・農村政策審議会食糧部会を開催。
- 農林水産副大臣は会議の冒頭で、「令和3年産は過去最大規模の作付転換が課題となっていたが、関係者一丸となって取り組んだ結果、深掘りは相当進んだ」との認識と表明。
- 令和3/4年の需給見通しは以下の表のとおり。

(単位：万トン)			
令和 3 / 4 年	令和3年6月末民間在庫量	A	219
	令和3年産主食用米等生産量	B	693
	令和3/4年主食用米等供給量計	C = A + B	912
	令和3/4年主食用米等需要量	D	703
	令和4年6月末民間在庫量	E = C - D	210

- ・ 令和3年6月末の民間在庫量（速報値）は、219万t
- ・ 令和3年産米の生産量は、令和3年2月の基本指針で設定した693万t（令和3年産米の生産量は、作柄により変動）
- ・ この結果、令和3/4年の主食用米等の供給量の合計の見通しは912万t。
- ・ 需要の見通しは、1人当たり消費量（推計値）56.1kgに令和3年の人口（推計値）125,218千人を乗じて703万tとなる。
- ・ 令和4年6月末の民間在庫は、供給量から需要量を差し引いて210万tとなる見通し、適正在庫は180～200万tとしているが、それに近い数量となる。

- 委員（JA全中）から、「新型コロナウイルスの影響により、中食・外食

向けを中心に需要の減少がある中で、需要見通しが703万tと示されて
いる理由を教えてほしい」と質問があり、農水省からは、「トレンドに基づ
いて推計しているが、今後、基本指針の改定の際に必要に応じて見直す」
との回答があった。

- 同部会において、了承された米穀の需給及び価格の安定に関する基本指
針は別紙1（参考統計表除く）の通り。

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

令和3年7月

農林水産省

目 次

第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針	1
第2 米穀の需給の見通しに関する事項	1
1 令和2/3年の需要実績	1
(1) 需要実績の対象期間及び対象米穀	
(2) 算出方法	
(3) 全国の需要実績（速報値）	
2 全国の令和3/4年の需要見通し（推計値）	2
3 令和3/4年の需給見通し	4
(1) 供給量	
(2) 需要量	
(3) 令和4年6月末の民間在庫量	
第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項	4
1 備蓄運営の基本的な考え方	4
2 令和3/4年の備蓄運営	5
第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項	6
1 令和2会計年度の輸入状況	6
2 令和3会計年度の輸入方針	6
参考統計表	7

第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るために生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の枠組みの下で、平成30年産以降は、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わないこととし、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産に取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組みます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。

第2 米穀の需給の見通しに関する事項

1 令和2/3年の需要実績

（1）需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第4及び第5で定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

（2）算出方法

需要実績は、令和2年産主食用米等生産量、令和2年6月末民間在庫量及び令和3年6月末民間在庫量を基に算出します。

表1 令和2/3年の需要実績の算出方法

$$\text{需要実績} = ① + ② - ③$$

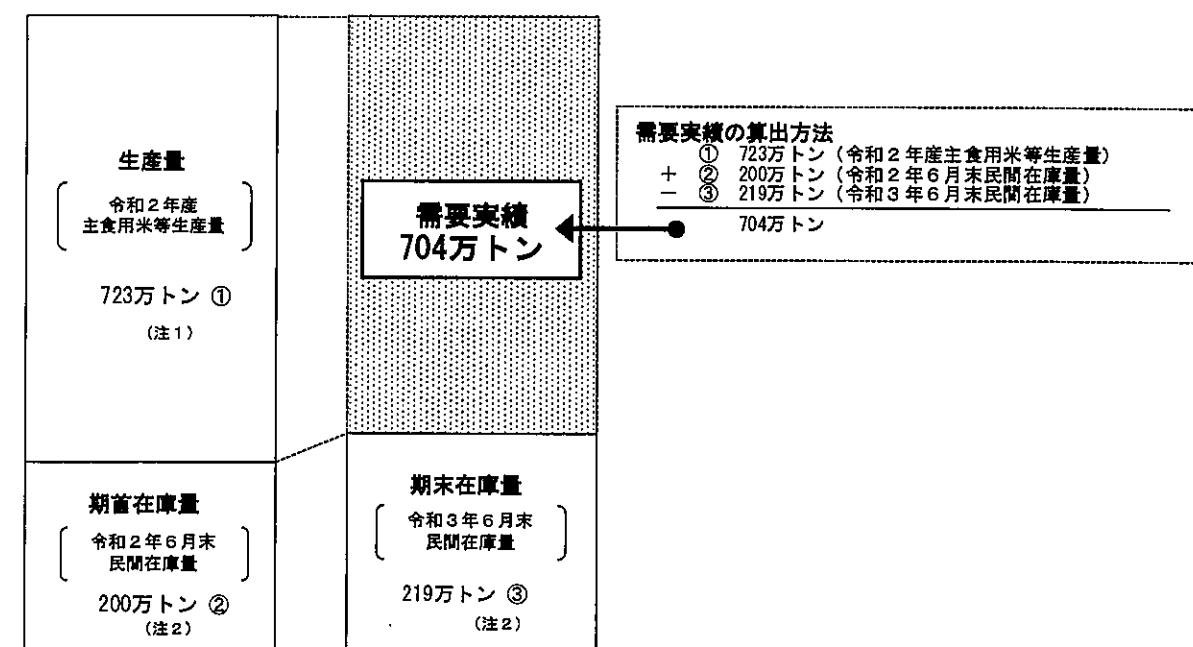
- ① 令和2年産主食用米等生産量
- ② 令和2年6月末民間在庫量
- ③ 令和3年6月末民間在庫量

(3) 全国の需要実績（速報値）

前記方法により算出した令和2/3年（令和2年7月から令和3年6月までの1年間）の需要実績（速報値）は、図1のとおり704万トンとなります。

なお、令和2/3年の需要実績については、令和3年10月の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）における確定値報告に向け、精査を行うこととします。

図1 令和2/3年の需要実績（速報値）



注1：主食用米等生産量は、令和2年産水稻の収穫量（主食用）（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。

注2：6月末在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に10a以上の作付生産者の在庫量推計値を加えたものである。

注3：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

2 全国の令和3/4年の需要見通し（推計値）

全国の需要見通しについては、我が国の人口が減少局面に入ったことを踏まえ、平成30年11月の基本指針において採用した、1人当たり消費量（推計値）に人口（推計値）を乗じる手法により、算出することとします。

具体的には、

- ① 平成8/9年から令和2/3年までの需要実績をそれぞれ当該年の人口で除し、各年の1人当たり消費量を算出
- ② ①で算出した値を用いたトレンド（回帰式）で、令和3/4年（令和3年7月から令和4年6月まで）の1人当たり消費量（推計値）を算出
- ③ ②で算出した値に令和3年の人口（推計値）を乗じて算出することとします。結果は図2及び表2のとおりとなります。

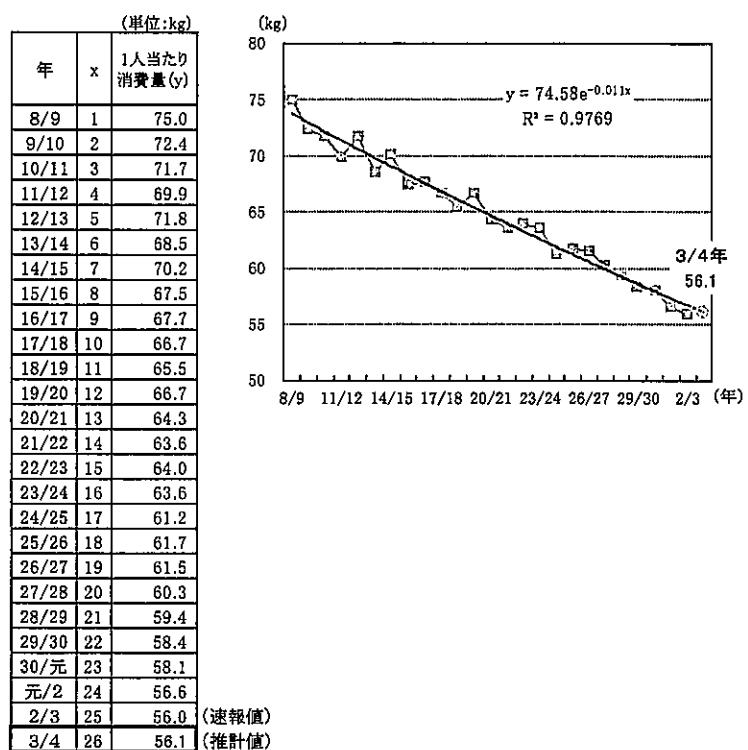
図2 令和3/4年の需要見通しの算出方法

① 平成8/9年から令和2/3年までの1人当たり消費量を算出

年	需要実績 ①	人口 ②	1人当たり 消費量 ①/②
8/9	万トン	千人	kg
8/9	943.8	125,859	75.0
9/10	912.9	126,157	72.4
10/11	907.3	126,472	71.7
11/12	885.9	126,667	69.9
12/13	911.5	126,926	71.8
13/14	872.1	127,316	68.5
14/15	894.7	127,486	70.2
15/16	861.6	127,694	67.5
16/17	865.4	127,787	67.7
17/18	851.7	127,768	66.7
18/19	837.5	127,901	65.5
19/20	854.5	128,033	66.7
20/21	823.6	128,084	64.3
21/22	814.1	128,032	63.6
22/23	820.0	128,057	64.0
23/24	813.3	127,834	63.6
24/25	781.1	127,593	61.2
25/26	786.6	127,414	61.7
26/27	782.5	127,237	61.5
27/28	766.2	127,095	60.3
28/29	754.0	126,933	59.4
29/30	739.6	126,706	58.4
30/元	734.6	126,443	58.1
元/2	714.4	126,167	56.6
2/3	703.6	125,708	56.0

注:人口は、総務省「人口推計」の各年10月1日現在の値である。

② 令和3/4年の1人当たり消費量(推計値)を算出



③ 令和3/4年の1人当たり消費量(推計値)に令和3年の人口(推計値)を乗じて需要見通しを算出

	3/4年
1人当たり消費量(推計値) ①	56.1kg
	3年
人口(推計値) ②	125,218千人
	3/4年
需要見通し ①×②	702.6万トン

注1: 人口(推計値)は、「人口推計(総務省令和3年3月公表)」の総人口(令和2年10月1日現在)に、「日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所平成29年4月公表)」の令和2年10月1日から令和3年10月1日までの総人口(出生中位・死亡中位推計)の減少率を乗じて算出した値。

注2: 図中の需要見通しは、1人当たり消費量(推計値)の実数に、人口(推計値)の実数を乗じて算出した値のため、図中の1人当たり消費量(推計値)(小数点第2位を四捨五入)に人口(推計値)(小数点第1位を四捨五入)を乗じて算出した値とは一致しない。

表2 令和3/4年の需要見通し(推計値)

令和3/4年	703万トン
--------	--------

3 令和3/4年の需給見通し

令和3/4年の需給見通しは、表3のとおりです。

(1) 供給量

- ① 令和3年6月末の民間在庫量（速報値）は、219万トンです。
- ② 令和3年産米の生産量は、令和3年2月の基本指針で設定した693万トンです（令和3年産米の生産量は、作柄等により上下します。）。
- ③ この結果、令和3/4年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、912万トンとなります。

(2) 需要量

主食用米等の需要量の見通しは、2により算出した703万トンです。

(3) 令和4年6月末の民間在庫量

令和4年6月末の民間在庫量は、(1)の供給量及び(2)の需要量から算出して210万トンと見通されます。

表3 令和3/4年の主食用米等の需給見通し

(単位：万トン)

令 和 3 / 4 年	令和3年6月末民間在庫量	A	219
	令和3年産主食用米等生産量	B	693
	令和3/4年主食用米等供給量計 $C = A + B$		912
	令和3/4年主食用米等需要量 D		703
	令和4年6月末民間在庫量 $E = C - D$		210

注1：「主食用米等」の中には、主食用に供給されるもののほか、加工用途及び輸出用に供給されているものの一部が含まれている。

注2：令和3年産主食用米等生産量は、6月末時点の作付意向調査の結果（6.2～6.5万ha減）を基に試算すると、平年作の場合694～696万トンとなる見込み。

注3：令和3/4年主食用米等需要量は、過去のデータを用いてトレンドで算出した令和3/4年の1人当たり消費量（推計値）に、令和3年の人口（推計値）を乗じて算出した値であり、新型コロナウィルス感染症の状況等によっては、変動する可能性がある。

注4：上記の需給見通しのほか、第4の2のSBS方式による輸入予定数量を最大とした数量が主食用等として流通する見通し。

注5：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

1 備蓄運営の基本的な考え方

国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成 23 年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

- ① 適正備蓄水準は 100 万トン程度（6月末）
- ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によるこ
とを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施する。
また、「総合的な TPP 等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日 TPP 等総合
対策本部決定）に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的
な協定（平成 30 年 12 月 30 日発効。以下「CPTPP 協定」という。）に基づ
く豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う（上記に即して備蓄
運営が行われれば、結果として基本的な買入数量が 21 万トン程度となる。）。
- ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売
- ⑤ 大凶作や連續する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足
する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会
において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及
び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産
大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

他方、毎年 10 月の基本指針の変更後、不作以外の災害等による緊急事態により、
主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合
であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米によ
り代替供給できることとします。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定
対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行
い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとしま
す。

2 令和 3 / 4 年の備蓄運営

令和 3 年産米の備蓄米としての買入契約数量は 21 万トンとなりました。

備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が 100 万トン程度（6月末）である
ことを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて
品質確認を行い、13 万トンから 21 万トンまでの範囲内で非主食用に販売すること
とします。

以上を踏まえた令和 3 / 4 年の備蓄運営は、表 4 のとおりです。

表4 令和3/4年の備蓄運営

(単位：万トン)

令和3年6月末備蓄量	A	91
令和3年産米買入契約数量	B	21
令和3/4年非主食用販売量	C	13～21
令和4年6月末備蓄量	D = A + B - C	91～99

第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

1 令和2会計年度の輸入状況

令和2会計年度においては、令和2年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6千トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買い付けを行いました。その結果、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちSBS方式による輸入6万トン）を買い付けるとともに、CPTPP協定に基づく輸入については595トンを買い付けました。

2 令和3会計年度の輸入方針

令和3会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間6,240トンとします。

別紙2

令和3年8月5日

農林水産大臣
野上 浩太郎 殿

自由民主党
農林・食料戦略調査会長
塙谷 立
農業基本政策検討委員長
小野寺 五典
農林部会長
宮下 一郎

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を踏まえた 米の需給安定に関する申し入れ

令和3年産米については、令和2年度補正予算と令和3年度当初予算あわせて、過去最大となる3,400億円もの予算措置を講じて作付転換を推進してきた結果、最大で6.5万haの見通しとなるなど、過去最大規模の作付転換を達成することができる見通しである。

これは、作付転換に取り組んできた産地の努力の結果である。その努力に報いるとともに、今後とも政策を後戻りさせることなく、「自らの経営判断による需要に応じた生産・販売」の定着・推進を図る必要がある。

したがって、本年の出来秋及び令和4年産の作付けに向けて米の需給安定に万全を期すことができるよう、政府において、下記の対策を講ずることを申し入れる。

記

- 1 令和3年産米の作付転換に対する水田活用の直接支払交付金による支援については、過去最大規模の作付転換を達成した生産者の努力に必ず応えるよう、十分な財源を確保すること。
- 2 依然として産地の負担となっている令和2年産米の在庫について、産地が長期計画的な販売の取組を通じて着実に解消していくよう、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」による支援の拡充について、確実に実施すること。
- 3 引き続き大規模な面積での実施が必要と見込まれる令和4年産米の作付転換を実現するために十分な予算を確保すること。
- 4 過去最大規模の作付転換を達成したものの、今後の作柄によっては、令和3年産の需給が大幅に緩和する可能性もあることから、出来秋の状況に応じて、長期計画販売を可能とする「米穀周年供給・需要拡大支援事業」に基づく取組も含めた柔軟かつ的確な対策を検討すること。
- 5 国産米の需要回復・拡大に向けた取り組みを継続・強化できるよう、十分な予算を確保すること。

農政をめぐる情勢

令和3年8月26日 280部

編集・発行
印刷

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052(951)6944

〈ファクシミリ 052(957)1941〉

